

○経済産業省令第 号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二条第一項第二号、同条第二項並びに第七条第一項及び第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（小型無人機に係る業務に応じ使用する機器）

第二条 法第二条第一項第二号の経済産業省令で定める機器は次のとおりとする。

一 建築物、設備、船舶等の損傷その他の異常の有無を点検するために用いられる撮影機器又はセンサー

二 土地、建築物等を測量するために用いられる撮影機器又はセンサー

三 地質、建築物等を調査するために用いられる撮影機器又はセンサー

四 土地、設備等を計測するために用いられる撮影機器又はセンサー

五 監視又は警備の用に供される撮影機器又はセンサー

六 貨物の輸送の用に供される撮影機器又は装置

（特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体）

第三条 法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に定めるもの又はこれらの組合せをいう。

一 小型無人機（操縦装置を含む。）

二 自動操縦システム

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画(法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。)の認定を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款(これに準ずるものを含む。)の写し及び申請者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの)

三 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開

発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第五条 経済産業大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 開発供給計画認定番号

三 認定開発供給事業者の名称

四 認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定に基づく変更の認定の申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めに照らしてその内容

を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の開発供給計画認定番号

三 認定開発供給事業者の名称

四 変更後の認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更の指示)

第七条 経済産業大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認

定開発供給事業者に交付するものとする。

（認定開発供給計画の認定の取消し）

第八条 経済産業大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第九条 認定開発供給事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により経済産業大臣に報告しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

様式第一（第4条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者名（事業者が法人の場合） _____

資本金の額又は出資の総額 _____

常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） _____

2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階

開発段階 ・ 供給段階

3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

4 特定高度情報通信技術活用システム開発供給の内容及び実施時期

- (1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容
特定高度情報通信技術活用システムを構成する機器等の詳細（一覧）

メーカー	種別（注1）	製品名	型番・型式	(小型無人機の場合) 最大離陸重量 (kg)	主な仕様等	通し番号

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

- ・小型無人機（操縦装置を含む。）
- ・自動操縦システム

（注2）

(i) 上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

(ii) 開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）	
	開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備	
	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）	<input type="checkbox"/> 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響	
供給安定性	サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備	
	保守及び管理の方針の整備	
	事業継続計画の策定	
	システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）	<input type="checkbox"/> システムの開発供給に係る国内関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。
オープン性	他システムとの相互接続性・相互運用性の確保	

(注3) サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

(注4) 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、にレ印を付けること。

(注5) システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、にレ印を付けること。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注6) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

7 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする機器（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する機器等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

添付書類

1-(1)	定款の（これに準ずるものを含む。）の写し
1-(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

(備考)

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第5条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 開発供給計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第5条第2項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第5条第3項関係）

認定開発供給計画の概要

1. 認定の日付
2. 開発供給計画認定番号
3. 認定開発供給事業者の名称
4. 認定開発供給計画の概要

（備考）

「4. 認定開発供給計画の概要」中、認定開発供給事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第五（第6条第1項関係）

認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第6条第2項関係）

認定開発供給計画の変更申請書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第七（第6条第3項関係）

認定開発供給計画の変更認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第5項において準用する同法第7条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の開発供給計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第八（第6条第4項関係）

認定開発供給計画の変更の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定開発供給計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九（第6条第5項関係）

変更後の認定開発供給計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の開発供給計画認定番号
3. 認定開発供給事業者の名称
4. 変更後の認定開発供給計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定開発供給計画の概要」中、認定開発供給事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第十（第7条関係）

認定開発供給計画の変更指示の通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第3項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第8条第1項関係）

認定開発供給計画の認定取消し通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第2項又は第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第8条第2項関係）

認定開発供給計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された開発供給計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称

様式第十三（第9条関係）

認定開発供給計画の実施状況報告書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。